

新ぐんまチャレンジ支援金のご案内

(中小企業者・小規模事業者及び個人事業者対象)



制度の見直しにより 申請しやすくなりました! (申請期間の延長&要件緩和)

申請期間

令和4年8月1日(月) ~ 令和5年1月31日(火)

※締切までに取組の実施や支払いを含め、全ての手続きが完了している必要がありますので、なるべく早い時期での申請をおすすめします。

延長!



支給額

※1事業者あたり上限額以内の実費相当額を支給(千円未満切り捨て)

法人

最大40万円

※下限20万円

個人

最大20万円

※下限10万円

主な要件

次の①と②に該当する方が支給対象となり得ます。

①は申請の特例も設けています(詳細は申請要領6~9ページ)。

①令和4年4月以降の連続する2ヶ月※の**原材料費、燃料費等の仕入金額・経費**が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの同2ヶ月比で**10%以上増加**

(※通常要件:4・5月 感染期特例:5月以降の連続する2ヶ月)

~~令和4年4月及び5月の**売上**が、令和元年、令和2年、又は令和3年のいずれかの同2ヶ月比で**10%以上減少**(※比較する年は①と同一年)~~

※要件廃止

②「**前向きな取組**」を実施 ※詳細は裏面に記載



◆経費の考え方 … 台帳等で金額が確認できる場合、電気代などの個別の経費で比較することも可能です

◆感染期特例 … 上記要件における対象月を5月以降の連続する2ヶ月から選択できます

◆**経費率増加特例** … **仕入金額・経費が減少している方で、売上に占める経費率が増加している場合の特例**
※本特例を用いる場合、売上がわかる書類を提出する必要があります

問い合わせ先

新ぐんまチャレンジ支援金コールセンター

☎ **0120-977-289**

(土日・祝日含む9:00~17:00)

申請方法

- ◆申請要領等は、県ホームページからダウンロードできます。
- ◆各行政県税事務所、各市町村、商工会議所・商工会、JA等の窓口でも配布しています。
- ◆申請方法：郵送・オンライン



「前向きな取組」について

「前向きな取組」は(1)～(3)のような取組を指します。



(1) 原油価格・物価高騰を踏まえた取組

- ①省エネ対応機器・設備の導入など、燃料費・光熱費等の**経費削減**につながる事
- ②製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や**経費削減**につながる事
- ③その他、**原油価格・物価高騰を踏まえた取組**と認められる事

➡ たとえば・・・

経理事務のデジタル化により省力化、製造現場の照明をLED化、製造用機材にインバータを導入、店舗の空調設備を省エネタイプに転換、農業用ビニールハウスを省エネ使用に転換、高騰する輸入商品(素材)から国産商品(素材)に転換 等

(2) 新規性のある取組

- ①新たな商品・サービスの開発・製造や、新たな販売・提供方法への転換など、**売上増加**につながる事
- ②商品やサービスの製造方法や販売・提供方法等を変更し、効率化や**売上増加**につながる事
- ③その他、新規性があり効率化や**売上増加**につながる**取組**と認められる事

➡ たとえば・・・

飲食業者が新たにテイクアウト販売を開始、スマホ対応のECサイト構築、新メニューの試作・開発、空き店舗をレンタルオフィスとして貸出、オンライン形式のサービスを導入、主業種とは別の新事業を開始、アプリを活用した効率化、自社ブランドの構築 等

(3) 感染拡大防止に向けて行う取組

- ①各業界団体が策定した**ガイドライン等**に明記されている事
- ②その他、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組**と認められる事

➡ たとえば・・・

非接触型体温検知器の導入、キャッシュレス決済導入、高機能換気・空調設備導入、卓上タブレットやQRコードでのオーダーシステムの導入 等